

国民健康保険税の 限度額引上げと軽減の拡充



国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充等を行うため、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されました。

この改正を受け、嘉麻市国民健康保険条例の改正を行い、平成28年4月1日から適用されています。

今回の改正点は、国民健康保険税の納税義務者に課す「基礎分」及び「後期高齢者支援金分」の賦課限度額の引上げと、「均等割及び平等割」の軽減対象範囲の拡大です。

限度額引上げによる影響額

(平成27年度3月末賦課を基に試算)

上段：限度額超過世帯数 下段：限度超過額

内訳	改正前	改正後
基礎分	70世帯 △19,456,404円	67世帯 △18,100,891円
後期高齢者支援金分	127世帯 △12,917,023円	96世帯 △10,688,322円

改正前と改正後の差は

内訳	改正前と後の差
基礎分	△3世帯 1,355,513円
後期高齢者支援金分	△31世帯 2,228,701円

※限度額引上げにより、
市にとっては、3,584,214円の税収増額となる

基礎分（医療）及び後期高齢者支援金分の
賦課限度額引上げ

基礎分（医療）	52万円→	54万円
後期高齢者支援金分	17万円→	19万円
介護給付金分	16万円→	16万円
計	85万円→	89万円

※40歳から64歳までの方が対象となる、介護給付金分については現状のまま。
※国民健康保険税の最高額は89万円となったが、65歳以上のみの世帯の最高額は、介護給付金を除く73万円。

軽減対象範囲の拡大による影響額

(平成27年度3月末賦課を基に試算)

上段：軽減世帯数 下段：軽減額

内訳	改正前	改正後
5割軽減	1,088世帯 46,750,389円	1,107世帯 47,573,389円
2割軽減	749世帯 13,236,900円	759世帯 13,426,125円

改正前と改正後の差は

内訳	改正前と後の差
5割軽減	19世帯 823,000円
2割軽減	10世帯 189,225円

※軽減対象範囲の拡大により、
市民の軽減額が1,012,225円の増となる

均等割・平等割の軽減対象範囲の拡大

5割軽減の対象所得

現行

33万円+ (26万円×被保険者数) 円以下

改正後

33万円+ (26.5万円×被保険者数) 円以下

2割軽減の対象所得

現行

33万円+ (47万円×被保険者数) 円以下

改正後

33万円+ (48万円×被保険者数) 円以下